病床機能再編支援補助金・各種給付金の交付までのスケジュール案（全体版）

スケジュール

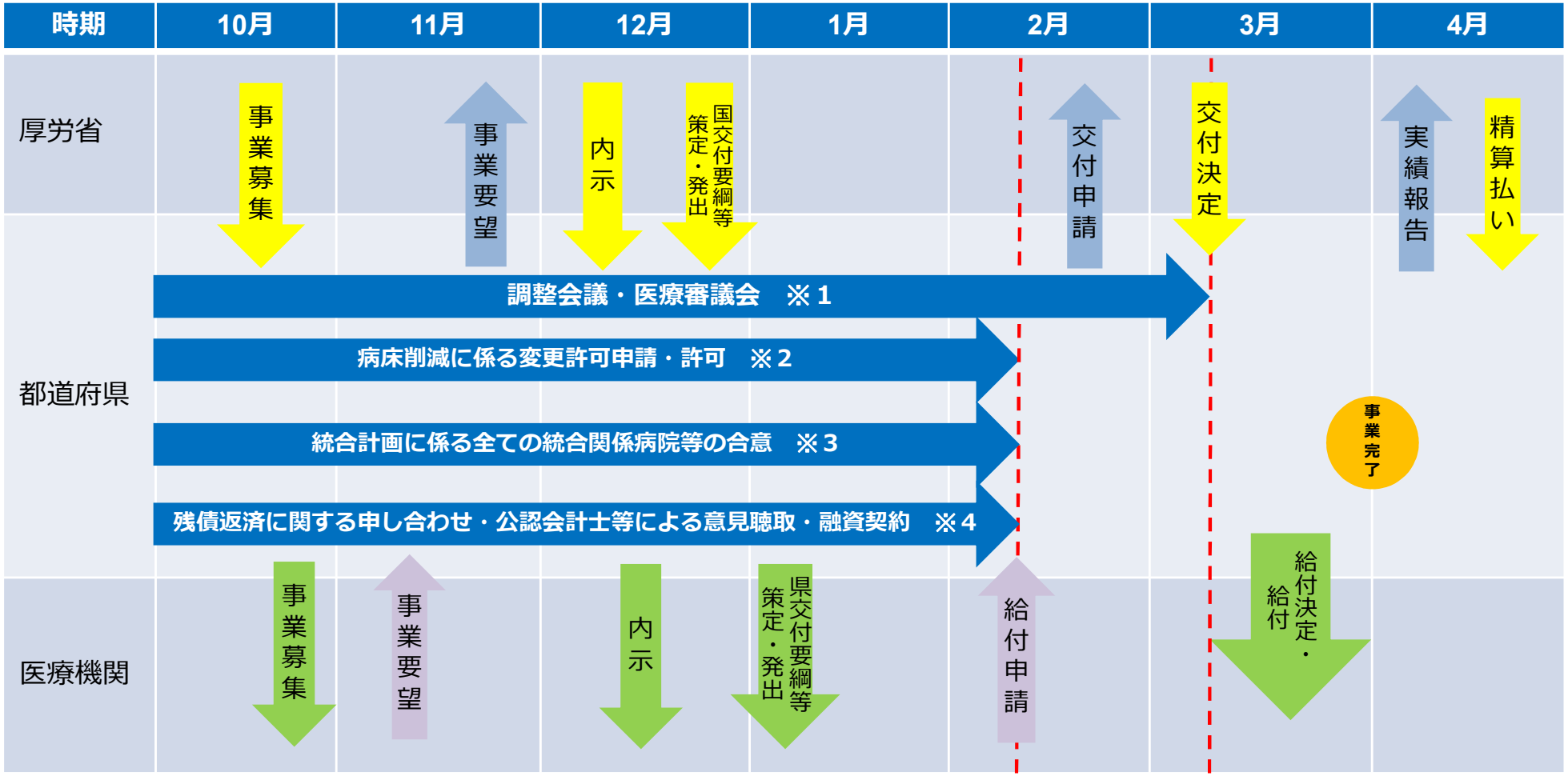

※１　地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会の開催時期について
補助金の交付事務を円滑に進める観点から、国の交付決定日までに開催し、意見を聴取することを求める。合わせて、地域医療構想調整会議又は都道府県医療審議会において給付金を受け取ることが適当ではないと判断された場合は、速やかに国へ申請の取り下げを連絡すること。

※２　許可病床数の変更を示す書類の写し（開設許可事項変更許可申請の許可書又は開設許可事項変更届出等を想定）について
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに病床削減に係る変更許可又は受理印が押印された届出が必要。
（実際に病床を削減する日付は許可日以降の日付（令和３年３月31日までに限る）でも可）

※３　統合に関する計画書について
当該資料は給付申請書の添付書類となるため、給付申請日までに全ての統合関係病院等の計画に対する合意が必要。

※４　残債引継に関する申し合わせ書、公認会計士等による意見聴取書、統合によって廃止となる病院の残債返済のために新たに受けた融資の貸付契約書について
これらの資料は給付申請書の添付資料となるため、給付申請日までに残債引継に係る申し合わせ、意見聴取の実施、融資契約の締結が必要。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール
令和２年度地域医療構想を推進するための病床削減給付金

病床削減給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 （12月4日期限）	（事業計画書）第２号様式_別表１事業計画書	（支給申請書）支給申請額算定シート/病床移転にかかる概要 [任意]
交付申請 （2月中旬期限予定）	（事業計画書)第２号様式_交付申請書 （事業計画書)第２号様式_別紙１経費所要額調 （事業計画書)第２号様式_別表１事業計画書 （そ　の　他）開設許可事項変更許可申請書の許可書 又は開設許可事項変更届出書の写し等※1	（支給申請書）支給申請額算定シート/病床移転にかかる概要 （支給申請書）地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 （そ　の　他）開設許可事項変更許可申請書の許可書 又は開設許可事項変更届出書の写し等※1
調整会議および医療審議会 （交付決定まで）		（そ　の　他）削減計画の説明資料※2
令和３年３月３１日まで		（そ　の　他）開設許可事項変更許可申請書の許可書 又は開設許可事項変更届出書の写し等※1
事業完了後1か月以内 （4月10日期限）	（事業計画書)第３号様式_事業実績報告書	

※１　開設許可事項変更許可申請書の許可書又は開設許可事項変更届出書等の写し等について

（１）開設許可事項変更許可申請の許可書又は受理印が押印された開設許可事項変更届出等の写し等が給付申請期限までに間に合わない場合、許可権者への提出前の申請書又は届出書の写しであっても認められるものとする。

（２）都道府県が継続して進捗を管理することも踏まえて、病院等は申請日（予定）又は届出日（予定）を記載した状態で都道府県へ提出すること。予定されていた申請日又は届出日を超えた場合、都道府県は速やかに交付申請を取り下げること。

（３）病院は許可書又は受理印が押印された届出書を受け取り次第、速やかに都道府県へ提出すること。令和３年３月31日までに病院から許可書又は受理印が押印された届出が都道府県へ提出されない場合は、交付決定された場合であっても返還対象となる。

※２　削減計画の説明について

（１）説明資料は任意だが、平成30年度病床機能報告、令和元年度病床機能報告、削減後における区分ごとの許可病床数、稼働病床数等の説明と意見聴取を行うこと。

（２）聴取結果や削減計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。

（３）令和元年度病床機能報告から令和２年３月31日までの期間で再編を行いかつ本事業に申請する医療機関は、改めて当該期間における区分ごとの稼働病床数についても意見聴取を行うこと。

（４）調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウィルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール
令和２年度地域医療構想を推進するための統合支援給付金

統合支援給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 （12月4日期限）	（事業計画書）第２号様式_別表２事業計画書	（支給申請書）支給申請額算定シート [任意]
交付申請 （2月中旬期限予定）	（事業計画書)第２号様式_交付申請書 （事業計画書)第２号様式_別紙１経費所要額調 （事業計画書)第２号様式_別表１事業計画書 （そ　の　他）統合に関する計画書 ※1	（支給申請書）支給申請額算定シート （支給申請書）地域医療構想を推進するための統合支援給付金支給申請書 兼口座振込依頼書 （そ　の　他）統合に関する計画書 ※1
調整会議および医療審議会 （交付決定まで）		（そ　の　他）統合計画の説明資料※2
事業完了後1か月以内 （4月10日期限）	（事業計画書)第３号様式_事業実績報告書	

※１　統合に関する計画書について
（１）統合に関する計画書については任意の様式とするが、以下の内容について必ず加味すること。
- 統合に関する合意の内容　（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）
- 統合に関するスケジュール
- 統合に関する資金計画（廃止病院に残債がある場合はその処理計画）

※２　統合計画の説明資料について
（１）説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和２年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。
（２）令和２年度中に着工している事業は、本支援対象事業とは関わらない既存事業とし、本支援対象事業としては認めない。
（３）聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。
（４）調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウィルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

各種給付金の交付までの提出資料とスケジュール
令和２年度地域医療構想を推進するための利子補給給付金

利子補給給付金における提出書類

提出者⇒受領者	都道府県⇒厚生労働省	医療機関⇒都道府県
事業要望 （12月4日期限）	（事業計画書）第２号様式_別表２事業計画書	（支給申請書）支給申請額算定シート [任意]
交付申請 （2月中旬期限予定）	(事業計画書)第２号様式_交付申請書 (事業計画書)第２号様式_別紙１経費所要額調 (事業計画書)第２号様式_別表１事業計画書 （そ　の　他）統合に関する計画書 ※1	（支給申請書）支給申請額算定シート （支給申請書）地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 （そ　の　他）令和2年度地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金における公認会計士等による手続実施報告書 （そ　の　他）新たに受けた融資の貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表 （そ　の　他）国税の納税証明書 （そ　の　他）社会保険料納入証明書 （そ　の　他）労働保険料等納入証明書 （そ　の　他）医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合は申請書の写し
調整会議および医療審議会 （交付決定まで）		（そ　の　他）統合計画の説明※
事業完了後1か月以内 （4月10日期限）	(事業計画書)第３号様式_事業実績報告書	

※　統合計画の説明資料について

（１）説明資料は任意だが、統合計画に関する概要を説明すること。過去に調整会議や医療審議会にて意見聴取している計画であっても、改めて令和２年度中の調整会議又は医療審議会にて説明することで、今年度内の計画合意とみなす。

（２）聴取結果や統合計画の説明資料については、都道府県内で管理すること。

（３）調整会議、医療審議会の意見聴取の手法については、今般の新型コロナウィルスの感染状況等を踏まえ、web会議形式やメール等の略式の場合であっても認められる。

令和２年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金、統合支援給付金 支給対象例

シミュレーション事例

3病院を2病院へ統合するプラン。①A病院に急性期機能を一部集約、②B病院へ回復期機能を集約、③C病院を廃止としている。
下図の条件である場合、統合支援給付金における支給対象病床はB病院において70床。病床削減給付金における支給対象病床は全ての病院で0床となる。

統合前　対象3区分　400床

A病院	病床機能報告 稼働病床数
対象３区分	250床
回復期	50床

B病院からA病院へ30床移転 250床⇒280床

A病院からB病院へ50床移転 50床⇒0床

※対象3区分以外から対象3区分へ30床転換は不可

B病院	病床機能報告 稼働病床数
対象３区分	150床
回復期	0床

B病院からA病院へ30床移転 150床⇒120床
更に70床削減 120床⇒50床

A病院から50床、C病院から100床を
B病院へ移転 0床⇒150床

C病院	病床機能報告 稼働病床数
対象３区分	0床
回復期	100床

C病院からB病院へ100床移転 100床⇒0床

統合後　対象3区分　330床　(10%以上削減)

A病院	統合後 許可病床数	統合支援 支給対象病床	病床削減 支給対象病床
対象３区分	280床	0床	0床
回復期	0床	-	-

対象3区分が30床増加しているため統合支援、病床削減ともに支給対象外

B病院	統合後 許可病床数	統合支援 支給対象病床	病床削減 支給対象病床
対象３区分	50床	70床	0床
回復期	150床	-	-

70床削減

①対象３区分が100床減少しているが回復期が150床増加しており、全体の病床数が増加しているため病床削減支援給付金の支給対象外
②対象３区分が100床減少しているがうち30床分はA病院へ移転し残るため、移転病床数を差し引いた70床が統合支援給付金の支給対象
統合前対象3区分150床－移転病床数30床－統合後許可病床数50床＝支給対象病床70床

C病院（廃院）	統合後 許可病床数	統合支援 支給対象病床	病床削減 支給対象病床
対象３区分	0床	0床	0床
回復期	0床	-	-

対象3区分が統合前後ともに0床であるため統合支援、病床削減ともに支給対象外

※統合支援給付金は、計画に合意した上で申請した年度、病床削減給付金は
実際に病床削減を行い申請した年度となるため、支給タイミングには乖離が生じる